尾張西部ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、一宮市及び稲沢市のごみ処理の広域化・集約化の検討を進める中で、施設整備基本計画を策定するにあたり、尾張西部ごみ処理広域化事業におけるごみ処理施設の建設に関して検討が必要となる事項について具体的な意見、助言等を受けるために、尾張西部ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、次に掲げる事項に関して、検討を行う。

(1)　尾張西部ごみ処理施設のごみ処理方式等検討が必要となる事項に関すること。

(2)　委員会において必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条　委員会は、学識経験者、一宮市職員及び稲沢市職員で構成する。

2　委員は、委員会の承諾を得ることなく自己の利益又は不当な目的のために、ごみ処理施設の建設、運転管理に係る企業の役員・社員（以下「関係企業の役員等」という。）に接触してはならない。

3　委員は、委員会の承諾を得ることなく関係企業の役員等が接触してきた場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

4　委員は、関係企業の役員等との関係を疑われるような行為のないよう努めなければならない。

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の協議により選出する。

2　委員長は、会議の議長となる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が会議に出席できないなど不測の事態が生じたときは委員長の職務を代理する。

（会議）

第 5 条　会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、一宮市が招集する。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

4　委員長は、必要があると認めるときは、ごみ処理施設建設事業に携わったことがある者など、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5　会議の招集が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面又はオンラインによる会議を行うことができる。

6　会議は、非公開とする。ただし、公開が妥当であると委員会が認めた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第 6 条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（謝礼金）

第 7 条　会議に出席した委員及び第 5 条第 4 項の規定により会議に出席した者（一宮市職員及び稲沢市職員を除く。）に対する謝礼金の額は、日額 17,400 円とする。

（庶務）

第 8 条　委員会の庶務は、一宮市環境部施設管理課において行う。

2　稲沢市経済環境部環境施設課及び施設整備基本計画策定業務を受託したコンサルタントは、委員会に参加することができ、委員会の庶務を補佐する。

（雑則）

第 9 条　この要綱の定め以外の委員会の運営に関する事項（委員会の日程等）は、委員会で協議の上定める。

付　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の失効）

2　この要綱は、令和 9 年 9 月 30 日をもって、その効力を失う。